

米子市SNS運用業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、本市が運用する公式SNS（Instagram、Facebook、X）を活用し、本市の魅力及び市政情報を効果的に発信することで、本市の認知度向上、市政への理解促進、地域ブランディングの強化を図ることを目的とする。

また、各SNS媒体の特性を踏まえた情報発信を行うとともに、投稿内容、デザイン及び文章表現等のトーン&マナーを整理し、統一感のあるSNS運用を行うことを目的とする。

2 対象SNS

Instagram、Facebook、X（以下、「各SNS」という。）

3 業務内容

（1）業務実施の基本事項

ア 本業務は、本市と受託者が連携してSNS運用を行うものとする。

イ 投稿については受託者が主体となって企画及び原稿作成等を行うものとするが、一部については本市が投稿する。

（2）投稿企画及び原稿作成

本市が依頼した内容について、投稿の企画立案及び原稿作成を行う。

（3）投稿制作

ア 各SNSの特性に応じて投稿画像、文章及びハッシュタグ等を作成する。

イ 投稿に当たっては、SNS媒体の特性を踏まえつつ、同一内容を各SNSに展開するクロスメディア投稿を基本とする。

ウ 投稿制作に必要な画像及び資料は原則として本市が提供する。ただし、必要に応じて受託者に画像等の加工、撮影又は素材収集を依頼する場合がある。

（4）投稿作業

本市の承認後、各SNSへの投稿を行う。

（5）投稿頻度

ア 受託者に依頼する投稿本数は、月8～10本程度を目安とする。

（年間120投稿以内）

イ 投稿本数の数え方は、1つの情報発信テーマを単位とし、同一内容の投稿を各SNSへ掲載する場合でも、1本として計上する。

ウ 具体的な投稿内容及び投稿頻度については、本市と受託者が協議の上決定する。

（6）SNS運用ガイドラインの作成

本市と受託者が連携してSNS運用を行うため、各SNS媒体の特性を踏まえ、投稿内容、デザイン、文章表現等のトーン&マナーの方針を定め、統一的なSNS運用を行うための簡易的なガイドラインを作成する。

（7）アカウント分析

SNS運用の成果を測定するためのKPIを設定し、その達成状況を分析し、改善提案を行う。

(8) 戦略会議

市及び受託者は、SNS運用に関する戦略会議を四半期に1回実施するものとする。なお、会議は市が招集し、受託者は出席のうえ、以下について報告及び改善提案等を行うこと。

- ・KPIの達成状況分析
- ・今後の改善策の検討
- ・必要に応じた投稿方針や運用方針の修正

4 制作期間

受託者は、本市から投稿制作の依頼を受けた場合、原則として依頼日から起算して2営業日以内に初稿を提出するものとする。

また、初稿提出後は本市による校正を踏まえて修正を行うものとし、校正回数は原則として2回程度を想定する。投稿は、本市の承認を得た後、本市が指定する時期に速やかに公開すること。

5 成果物

- ・投稿画像データ、原稿、ハッシュタグ案
- ・SNS運用ガイドライン
- ・業務実績報告書

6 業務実績報告書

- (1) 月次の業務完了後、業務実績報告書を翌月10日までに市へ提出すること。
- (2) 業務実績報告書には、各月の業務実績（媒体別の投稿本数、投稿内容）をはじめ、KPIの達成状況などを記載すること。

7 SNSアカウントについて

- (1) 各SNSアカウントの所有権及び管理権限は本市に帰属する。受託者にはコンテンツ及びインサイトに関する部分的な権限を付与する。
- (2) 本業務に関連して受託者がアカウント情報（ID、パスワード等）を取り扱う場合は、適切に管理すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にかかる必要な資材や器具等の経費はすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務により受託者が作成した写真やイラスト、デザインなどの著作権は、すべて市に帰属するものとする。受託者は市の許可なく、本業務での成果物を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

- (3) 業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めがない事項については、市と協議の上決定するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項及びその内容を第三者に漏らしてはならない。